

川口市結核予防費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条第1項に基づき、法第53条の2第1項の規定により実施する定期の健康診断に要する費用を補助するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、法第53条の2第1項に定める学校又は施設の設置者が、申請年度内に行う定期の健康診断とする。

(申請者)

第3条 補助金の申請者は、法第53条の2第1項に定める学校又は施設のうち、国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除いたものの設置者（以下「設置者」という。）とする。

2 前項の申請者は、定期の健康診断に係る諸法規を遵守しなければならない。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、結核予防費補助金交付申請書（様式第1号）により、行うものとする。

2 前項の申請書には、結核予防費補助金所要額調書（様式第1号の2）、結核健康診断事業計画及び所要額内訳（様式第1号の3）、結核健康診断受診予定者数内訳（様式第1号の4）及び歳入・歳出予算書（抄本）（様式第1号の5）を添付するものとする。

(申請期限)

第5条 前条第1項の申請期限は、別に市長が定める日とする。

(補助金交付額の算定及び決定)

第6条 補助金交付額の算定は、350,000円を上限として、次に掲げる計算方法により最小の額となる計算方法によって算出された額を、3で除し、2を乗じるものとする。また、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 基準額（別表第1）に定めるところにより計算して得た額の合計額

(2) 対象経費（別表第2）に定める補助対象事業に係る経費の実支出額

(3) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

2 補助金の交付額は、前項により算定した額に基づき、予算の範囲内において、市長が決定するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、第4条第1項の申請があった場合、当該申請に係る書類等の審査を行うものとする。

2 前項の審査の結果は、結核予防費補助金交付決定通知書（様式第2号）又は結核予防費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に対して通知するものとする。

（実績報告）

第8条 申請者は、別に市長が定める日までに、結核予防費補助金事業実績報告書（様式第4号）により、補助対象事業の実績報告をするものとする。

2 前項の報告書には、結核予防費補助金精算書（様式第4号の2）、結核健康診断精算書内訳（様式第4号の3）、結核健康診断受診者数内訳（様式第4号の4）、歳入・歳出決算見込書（抄本）（様式第4号の5）及び別に市長が指定する書類を添付するものとする。

（補助金等の確定）

第9条 市長は、前条第1項の実績報告を受けた場合、当該報告に係る書類等の審査を行うものとする。

2 前項の審査の結果は、結核予防費補助金交付額確定通知書（様式第5号）により、申請者に対して通知するものとする。

3 申請者が不交付の決定を受けた場合は、前2項について、行わないものとする。

（請求）

第10条 補助金の請求は、前条第2項の通知を受けた者が、当該通知を受けた日の翌日から2週間以内で市長が定める日までに、結核予防費補助金交付請求書（様式第6号）により行うものとする。

（支払い）

第11条 補助金の支払いは、前条による請求の内容を確認し、翌年度5月末日までに行うこととする。

（書類の整備）

第12条 設置者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿及び証拠書類を、保管しなければならない。

2 前項の保管期間は、交付申請をした翌年度から5年間とする。

（取消等）

第13条 市長は、補助金の交付決定について、申請者が本要綱の各規定に違反し、又は川口市補助金交付規則（以下「規則」という。）第16条第1項各号に該当した場合、取消することができる。

（その他）

第14条 補助金の交付に関して必要な事項は、この要綱に定めるものの他、規則によることとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。